

公益財団法人山形美術館 収蔵品の撮影ならびに掲載内規

- 1 公益財団法人山形美術館収蔵品(以下「本館収蔵品」と称す)の撮影ならびに掲載については、この内規の定めるところによる。
- 2 本館収蔵品を撮影または掲載しようとする者は、館長あて次の事項を明記した許可願を提出しなければならない。
 - (ア) 住所、氏名
 - (イ) 使用目的
 - (ウ) 撮影日時または借用期間
 - (エ) その他必要な事項
- 3 前条の許可願に対しては許可書を交付する。

ただし、貴重品、破損しやすい収蔵品、その他特殊なものについては撮影を拒否することもある。
- 4 撮影ならびに掲載については、次の料金を納入すること。

(1) 撮影料	(イ) 当館撮影の場合	実費
	(ロ) 依頼主撮影の場合	一点につき 10,000円
(2) 掲載料	(イ) カラーポジ	一点につき 10,000円
	(ロ) 白黒写真原版	一点につき 5,000円
(3) 転載料	上記料金の2割引	

ただし、新たに制作を要する場合、借受人は、その実費を負担するものとする。
- 5 純学術上の研究に使用する場合、その他特に必要があると本館が認めた場合は、上記料金によらないことができる。
- 6 この内規は平成23年4月1日から運用する。